

第26回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年7月27日(水)午後4時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

第26回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成28年7月27日(水) 16時00分
2. 閉会時間 平成28年7月27日(水) 16時28分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 28名
5. 欠席委員者の数 3名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第7号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後4時00分開始

議長

それでは、只今より、第26回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員
は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立
しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、
議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名し
ます。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から2番について説明しま
す。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田4筆2、
511平方メートルを親子間で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は20,643.33平方メートルで、農機具は、耕耘機1台、トラクター1台、
田植機1台、バインダー1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田2筆
1,556平方メートル、畑7筆4,275平方メートルを親子間で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は5,831平方メートルで、農機具は、耕耘機1台、トラクター1台、軽トラ
ック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番・・・委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、キャベツ、水稻を作付し、通作距離は自宅から1キロメートル以内
ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番・・・・・・委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

水稲、ダイコン、にんじんを作付し、通作距離は自宅から2キロメートル以内ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から2番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

1番の申請人は使用貸人が・・・さんの相続人で・・・の・・・さん、使用借人が・・・さんの相続人で・・・の・・・さんで、申請地1筆65平方メートルを・・・番の住居の進入路として利用したいと申請し平成・・・年・・・月・・・日付け長崎県指令・農政第・・・号で許可されておりましたが、・・・番の前面道路を進入路として利用されており、使用貸人からの返還申出があったため、・・・番の許可部分を取消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は着工されておらず、現況は農地のままになっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は加美町の・・・

・・・さんで、申請地454平方メートルを譲り受け、宅地造成し、分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

・番・・・委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び西側は宅地、南側は水路を挟んで宅地となっております。

雨水は自然流下し排水パイプにより水路放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・・・・・・・
・・・さんで、申請地851平方メートルを借り受け、・・・の・・・として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は賃借人使用の宅地及び雑種地、東側及び南側は

農地となっております。

雨水は自然流下し道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は………さんの相続人で………の………さんで、申請地は昭和……年月日不詳頃から雑木が生い茂っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は………の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地及び農地、東側は道路を挟んで水路、南側及び西側は宅地及び農地となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	5件	16筆	11,339.00㎡
----------	----	-----	------------

耕作権の再設定	8件	27筆	25,196.00㎡
---------	----	-----	------------

合計	13件	43筆	36,535.00㎡
----	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、3件 4筆 1,624.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の提出があり、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

議案集の10ページをご覧ください。

機構を介して借りていた2筆の農地を、……さんが都合により解約されました。その農地を、新たに平成29年1月10日から10年間、……さんに貸付けたいとのことです。

……の……さんは、賃貸借後の耕作面積は23,796.75㎡、農機具はトラクター2台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・子・子の妻の4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

次に、第7号議案 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

第7号議案、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明します。

この議案は、先月6月総会に上程し承認をいただきましたが、県提出時に7カ所の数値の間違があることがわかりました。承認をいただきました議案について、事務局の不手際により数値が間違っていたことを深くお詫びいたします。今後このようなことがないよう細心の注意をして業務に取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、再度今月の総会に、訂正をして、上程させていただきました。

この目標及び活動計画につきましては、農業委員会は「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成28年3月4日付27経営第2933号(農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、毎年度、農地等利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を策定し、公表することとされており、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成し、議案として上程したところであります。

「参考資料」の「活動計画の訂正箇所等の説明」をご覧ください。

2PのⅡの1の表内の「管内の農地面積」ですが、先月の活動計画には「2063ha」と記載していましたが、正しくは「1850ha」です。

これは今回から新様式に変更になり、この欄には1PのⅠの1の耕地面積を記載(耕地及び作付面積統計における耕地面積)するところを、前回の様式と同様に農地台帳面積を記載した為の間違いで、訂正いたします。

次に、同じ2PのⅡの1の表内の「集積率」ですが、先月の活動計画には「62.58%」と記載していましたが、正しくは「69.78%」です。

訂正いたします。これは先程の「農地面積」の変更に伴う訂正です。

次に、同じ2PのⅡの2の表内の目標の「集積面積」ですが、先月の活動計画には「1327ha」と記載していましたが、正しくは「1310ha」です。

訂正いたします。これも先程と同じく「農地面積」の変更に伴い再計算し訂正しました。

次に、同じく2PのⅡの2の表内の目標の「(うち新規集積面積)」ですが、先月の活動計画には「14ha」と記載していましたが、正しくは「19ha」です。訂正いたします。これも先程と同じく「農地面積」の変更に伴い再計算し訂正しました。

次に、3PのⅣの1の表内の「管内の農地面積」ですが、先月の活動計画には「2063ha」と記載していましたが、正しくは「1870.5ha」です。これは今回から新様式に変更になり、この欄には1PのⅠの1の耕地面積と遊休農地の合計面積を記載するところを、前回の様式と同様に農地台帳面積を記載した為の間違いで、訂正いたします。

次に、3PのⅣの1の表内の「割合」ですが、先月の活動計画には「0.99%」と記載していましたが、正しくは「1.09%」です。訂正いたします。これは先程の「農地面積」の変更に伴う訂

正です。

最後に、3 PのVの1の表内の「管内の農地面積」ですが、先月の活動計画には「2063ha」と記載していましたが、正しくは「1850ha」です。これは今回から新様式に変更になり、この欄には1 PのIの1の耕地面積を記載するところを、前回の様式と同様に農地台帳面積を記載した為の間違いで、訂正いたします。

以上、訂正箇所等を説明いたしました。事務局の不手際により再度上程させていただきました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第7号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号合意解約通知書について報告します。

議案集12ページに記載のとおりで、3件 6筆 8,126.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は13ページに記載のとおりで、2件10筆 6,756.00㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

以上で第26回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第26回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時28分